



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第137号

平成28年5月10日(火)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389



◆お役立ち情報

『受動喫煙防止対策助成金について』

...飲食店内の換気装置の設置に利用できるかもしれません。

職場の受動喫煙防止措置が努力義務となっていることを受けて、平成28年度も受動喫煙防止措置を支援する「受動喫煙防止対策助成金」の受付が始まっています。

これまでの全国の利用実績をみてみると、平成25年度は347件、約3.7億円、平成26年度は544件、約6.2億円と徐々に増えています。

今年度は約8億円の予算が用意されていますが、申請額が予算に達すると年度の途中で受付終了となる場合があります。

受動喫煙防止対策をお考えの方は早めにご検討ください。

助成金の概要をみておきましょう。

■助成対象事業主

労働保険に加入し、労働保険料の未納がない中小企業事業主が対象です。

■助成の対象となる措置

次の3つの措置が対象となります。

(1)一定の要件を満たす喫煙室の設置

(2)一定の要件を満たす屋外喫煙所の設置

(3)受動喫煙を防止するための換気設備の設置

※(3)の措置は、旅館、料理店または飲食店の事業を営んでいる中小企業事業主が対象です。

例えば、店全体で50席あるうちの10席の区域を喫煙区域として営業する場合に、その喫煙区域における受動喫煙を防止するために一定基準以上の換気量を処理できる換気装置を設置すると、その装置の費用や工費が助成の対象になります。

■助成対象経費

喫煙室の設置などに係る経費のうち、機械装置費、設備費、工具費、備品費等が対象です。

■助成金額

対象となる経費の1／2以内で上限は200万円です。

※交付は事業場単位で1事業場につき1回限りとなります。

■手続の流れ

(1)交付申請書類を労働局に提出し書類審査を受けます。

(2)交付決定の通知後に工事の発注・施工を行ないます。

(3)工事完了後に工事費用を支払います。

(4)報告書類を労働局に提出して助成金を受け取ります。

助成金の利用をご検討の方は、事前に所轄労働局の健康安全課(健康課)にご相談ください。